

<新免許状の例>

小学校教諭一種免許状

本籍地 ○○県

氏名 ○○○○

昭和六十年七月二十六日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。

平成二十三年三月二十日

○○県教育委員会 印

平二十二小一第六号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 平成二十三年三月十五日 ○○大学教育学部卒業
修得単位 教科に関する科目 八単位以上

教職に関する科目 四十一単位以上
教科又は教職に関する科目 十単位以上

教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

有効期間の満了の日 平成三十三年三月三十一日

<(新免許状)有効期間の更新後に免許管理者より本人へ発行される証明書>

(番号)

有効期間更新証明書

本籍地 ○○県

氏名 ○○○○

昭和六十年七月二十六日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより平成四十三年三月三十一日とする。

平成三十三年一月二十五日

○○県教育委員会 印

記

○免許状の種類 小学校教諭一種免許状

○授与年月日 平成二十三年三月二十日

○授与権者 ○○県教育委員会

○免許状の番号 平二十二小一第六号

○免許状に記載する氏名 日本次郎

○免許状に記載する本籍地 ○○県

○免許状の種類 中学校教諭一種免許状(国語)

○授与年月日 平成二十一年五月二十日

○授与権者 ○○県教育委員会

○免許状の番号 平二十一中一第九号

○免許状に記載する氏名 日本次郎

○免許状に記載する本籍地 ○○県

<(旧免許状)修了確認終了後に免許管理者から本人へ発行される証明書>

(番号)
更新講習修了確認証明書

本籍地 ○○県
氏名 ○○○○
昭和五十年七月二十六日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第二項の定めるところにより確認する。
次の修了確認期限は同条第三項第二号の定めるところにより平成三十三年三月三十一日とする。

平成二十三年一月二十五日

○○県教育委員会 印

記

- 免許状の種類 中学校教諭一種免許状(国語)
- 授与年月日 平成十年三月二十日
- 授与権者 ○○県教育委員会
- 免許状の番号 平九中一第六号
- 免許状に記載する氏名 文科一郎
- 免許状に記載する本籍地 ○○県
- 免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(国語)
- 授与年月日 平成十一年四月一日
- 授与権者 ○○県教育委員会
- 免許状の番号 平十一高一第九号
- 免許状に記載する氏名 文科一郎
- 免許状に記載する本籍地 ○○県

<(旧免許状)修了確認期限を過ぎた後に修了確認を受けた際、免許管理者から本人へ発行される証明書>

(番号)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の確認証明書

本籍地 ○○県
氏名 ○○○○
昭和五十年七月二十六日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了してから教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)附則第六条第一項に規定する期間内にあることを、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の定めるところにより確認する。
次の修了確認期限は同号の定めるところにより平成三十三年三月三十一日とする。

平成二十三年一月二十五日

○○県教育委員会 印

記

- 免許状の種類 中学校教諭一種免許状(国語)
- 授与年月日 平成十年三月二十日
- 授与権者 ○○県教育委員会
- 免許状の番号 平九中一第六号
- 免許状に記載する氏名 日本三郎
- 免許状に記載する本籍地 ○○県
- 免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(国語)
- 授与年月日 平成十一年四月一日
- 授与権者 ○○県教育委員会
- 免許状の番号 平十一高一第九号
- 免許状に記載する氏名 日本三郎
- 免許状に記載する本籍地 ○○県

